

## 制度のご紹介

## 補助金・助成金を活用しましょう！

自社の新しい取り組み —— 「補助金があるから」がきっかけではなくても、「対象となる可能性があるなら」申請はしたいところです。補助金・助成金の種類により、私たちもお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！

販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい  
商品を宣伝したい  
HPを開設したい

そんな小規模事業者等の皆様にぜひ活用していただきたい補助金があります。

✓ **持続化補助金**  
(小規模事業者持続的発展支援事業)  
小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>  
一般型：上限50万円  
※共同申請可能  
低感染リスク型ビジネス枠：上限100万円

✓ **低感染リスク型ビジネス枠**：上限100万円  
✓ ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を支援。

<補助率>  
一般型：2/3  
低感染リスク型ビジネス枠：3/4  
✓ 感染防止対策費は補助対象経費のうち1/4（または1/2※裏面参照）を上限に支援。

<補助対象>  
◆一般型：店舗の改装、チラシの作成、広告掲載など  
◆低感染リスク型ビジネス枠：  
オンライン化のためのツール・システムの導入、ECサイト構築費など  
※裏面もご覧ください

令和元年度補正予算、令和2年度第3次補正予算で中小規模に措置

➡ 前年度から引き続き、今年度も随時申請受付！  
小規模事業者の販路開拓等を支援「持続化補助金」  
〔締切予定〕第5次 令和3年6月4日（金）  
（第6次：令和3年10月 第7次：令和4年2月）

ITツールの導入により  
中小企業等の生産性向上を図ることが目的「IT導入補助金」

購入を考えるソフトウェア等が、この補助金の対象となる「ITツール」として登録されていることが必要です。詳細は、購入を希望するITツールの事業者さまへお問い合わせください。

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい  
働き方改革・コロナ対策を進めたい  
全社的なDX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入による生産性向上を後押しします。  
まずはIT導入補助金をチェック。

✓ **IT導入補助金**  
(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化やデータを活用した顧客獲得など  
生産性向上に繋がるITツールの導入を支援します

※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業その他、製造業や建設業等の中小企業等が対象。

事業類型	通常枠		低感染リスク型ビジネス枠	
	A類型	B類型	C類型 (低感染リスク型ビジネス型)	D類型 (テレワーク対応型)
補助 下限額・ 上限額	30万～ 150万円	150万～ 450万円 未満	30万～ 450万円	30万～ 150万円
補助率	1/2		2/3	
補助対象 経費	ソフトウェア、クラウド利用費、 専門家経費等		左記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用が対象	

※事業計画期間において、「給与支給総額が年平均1.5%以上向上」、「事業増内歳末資金が地域別最低資金+30万円以上超過した」と等の追加要件（一部事業者等については申請要件）となります。

令和元年度補正予算及び令和2年度第3次補正予算で中小規模に措置

補助金や助成金については、本紙でもご紹介をしていますが、各省庁より、毎年さまざまな補助金や助成金の公募が行われています。

現在は、それらの情報が公的には集約されておらず、「情報をキャッチできるか」に左右されてしまうのが現状のようです…。前向きな良い情報は、ぜひ皆さままで共有しましょう！

「申請が採択された」  
その後は——。  
こんな部分も要注意！！

補助金・助成金は、「かかった経費」に基づき支給されるものですが、この「かかった経費」の証明については、「領収書」だけでは足りないことが多いようです。

「見積書」「発注書」「納品書」「支払時の証憑」…その対象となる取引の全ての行為の書類（記録）が必要になるとお考えください。

いつも何気なく受け取っている領収書や請求書。経理処理上は問題がなくても、補助金・助成金申請上は不備となることも…!?  
ぜひ、発注前から意識しましょう！

## 事務所の近況

一時支援金の事前確認に対応しています

中小法人・個人事業者のための

**一時支援金**

緊急事態宣言の影響緩和

先月より申請が開始された「一時支援金」。  
昨年の「持続化給付金」より対象事業者は狭まっており、  
また「登録確認機関」での事前確認が必要となっています。

私たちは、認定経営革新等支援機関として、この支援金の「登録確認機関」に登録をいたしました。申請をお考えの方は、ご連絡ください。

なお、事前確認の対応は、原則として顧問契約をいただいているお客さまに限ります。また、「登録確認機関」では書類等の確認のみを実施することとされており、支給可否の判断はできかねます。あらかじめご了承ください。

申請期間：5月31日（月）まで！ <https://ichijishienkin.go.jp/>